

旭川市スポーツ大会出場費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ団体及び個人のスポーツ活動を助長し、もって本市のスポーツの推進に資するための補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、スポーツに関する事業を行う団体（小中学校を除く。以下同じ。）（以下「団体」という。）及び個人（本市に居住する者に限る。）とする。ただし、政治・宗教活動及び営利事業を行う団体及び個人を除く。

2 前項の団体については、おおむね次の実態を備えていること。

- (1) 定款、寄附行為に類する規約を有すること（学校部活動を行う団体を除く。）。
- (2) 団体意思を決定し、執行し、代表する機構が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
- (4) 活動の本拠としての事務所等を本市に有すること。
- (5) 活動の成果が、全市的視野に立って期待できること。

(対象となる大会)

第3条 前条に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる全国及び世界大会等（小中学校体育団体が主催する大会を除く。）に出場する選手及び当該大会への参加資格を有する監督、コーチ、マネージャー等で、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校選手権大会及び国民スポーツ大会
- (2) オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会及びユニバーシアード大会
- (3) その他前各号に掲げる大会に準ずるもの。

2 前条に規定する大会は、全道大会等の予選会を経たものに限る。ただし、予選会がなく招待・選抜・推薦などで出場資格を得る大会にあっては、スポーツ推進上有意義であると認められる場合には、交付対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）完了の期日の属する年度の3月31日までに補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 定款・寄附行為又はこれに類する規約（申請者が個人及び学校部活動を行う団体の場合を除く。）
- (2) 大会要項
- (3) 出場者等名簿
- (4) 出場資格を証明する書類
- (5) 大会成績結果のわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定額その他決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定後に、第5条における申請内容が事実と異なると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

- 2 第5条から前条までの規定は、補助金の概算払について準用する。このとき、第5条中「完了の期日の属する年度の3月31日」とあるのは「補助事業が開始する日の2週間前」と、同条中「補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類」とあるのは「補助金交付申請書兼概算払請求書（様式第3号）に次の書類（第5号を除く。）」と、第7条第1項中「補助金交付決定通知書（様式第2号）」とあるのは「補助金交付決定兼概算払通知書（様式第4号）」と読み替えるものとする。
- 3 概算払により補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後速やかに補助事業完了日の属する年度の3月31日までに第5条第5号の書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の書類の提出を受けた場合は、当該書類の審査及び必要に応じて調査を実施し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合し

ていると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を書面（様式第5号）により、概算払により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第10条 概算払を受ける場合、補助金の交付の決定を受けた者が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業内容変更等承認申請書（様式第6号）を市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の変更又は廃止の承認を決定したときは、その旨を書面により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。承認しないことを決定したときも同様とする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（理由の提示）

第12条 市長は、第8条（第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する取消しをするときは、補助金の交付を受ける者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

大会規模	補助金の額
全日本選手権大会，全日本学生選手権大会， 全国高等学校選手権大会及び国民スポーツ大会	1人 10,000円
オリンピック・パラリンピック，世界選手権大会， アジア競技大会及びユニバーシアード大会	1人 40,000円

※ 1競技・1種目30人を限度とする。